

ハ、爭議調停法ノ改正

黨 則

第一條 本黨は大日本生産黨と稱し總本部を東京に置き  
總本部統制下に關東、關西兩本部を設置す、關東本部は  
東京、關西本部は大阪に置く

第二條 本黨は本黨の主義、政綱、政策に賛成し之が實  
行を期する者を以て黨員とす

第三條 關東本部は石川、富山、長野、靜岡以東の各府  
縣及び北海道、樺太を管轄し、關西本部は福井、岐阜、  
愛知以西の各府縣及び台灣、朝鮮、滿洲を管轄す

第四條 關東、關西兩本部管下には各府縣支部聯合會及  
其の市郡に支部を置き支部の下に分會、班、擴大部を設  
置す

第五條 總本部には總務部及黨務局を置く

一、總務部は總部の最高顧問として總 部長一名、  
總務主任一名を置き總務之 任す

二、黨務局は最高指導機關として黨務委員長二名及  
相談役 十名、黨務委員 十名を置き委員長、相談役

は總裁之を任命し黨務委員は黨務委員長之を全國黨員  
中より任命し黨務委員長統轄の下に各部の要務を處理  
せしむ

指令事項は黨務委員長之を總裁の決裁、經て兩本部黨  
任委員長並に各機關、指令す

三、黨務局内に左の部門を置き各部主任黨務委員中よ  
り黨務委員長之を選任す

統制部、組織部、宣傳部、遊説部、政治教育部、勞働  
部、財政部、事務會計部

附記 全國各黨員中より兩本部共通の委員、擴大委員若  
干名を置き黨の擴張に當らしむ

第六條 本黨の總會は毎年一回總本部所在地に於て之を  
開き黨の根本方針を明し、協議するものとす、總會の  
事項は黨務局に於て之を行ふ

附記 總會の場所は總裁の指令に依り變更することある  
べし

第七條 關東、關西 部には常任委員各一名を置き其  
の管下を統 せしむ

常任委員長は總裁、黨務委員長の決裁を經て左の委員を  
任命し黨の處理せしむ

一、常任委員 若十名

二、常任理事 若十名

三、理事 若十名

四、相談役 若十名

五、贊助員 若十名

第八條 關東、關西本部に左の部門を置き各部主任をして  
業務を處理せしむ

書記部、統制部、組織部、遊説部、宣傳部、勞働部、青  
年部、政治教育部、社會部、擴大部、情報部、調査部、  
其他

兩本部の各管下に傳達する指令は黨務委員長を經て總裁  
の決裁を仰ぐものとす

第九條 關東、關西兩本部には最高協議決定機關として  
常任委員會を置く

第十條 同兩本部には黨務の實行機關として 理事會を  
置く

第十一條 同兩本部の規定は同一のものとし、聯合會、支  
部、分會、班及び所屬機關の規定は兩本部の規定を準じ

定むるものとす  
但し規定の改廢は總裁之を適宜に行ふべしあるべし

第十二條 黨員一人當り五拾圓及び毎月五拾圓の黨費を貢  
擔するものとす

第十三條 黨員には黨員證及黨員手帳を交付するものとす

第十四條 黨員手帳には黨費の納入或は寄附、功 等に  
關し其の都度本部或は地方本部並に支部に於て證明記入  
をなすものとす

第十五條 黨員にして本黨の趣旨に反し若しく黨の體面  
を汚損したる行刺ありたるときは所屬本部黨委員會の決  
議により之を除名すべし

第十六條 委員及び各部役員の改選は毎四年とす

第十七條 黨則改正の必要を認むるときは黨務委員會の成  
案に依り總會に附して之を決すべし